



# 11月15日(月)から狩猟が解禁されます！

令和3年(2021年)11月15日(月)から狩猟が解禁されます。

銃器による狩猟が行われる期間(令和3年11月15日から令和4年2月15日まで)に山林等に入られる方は、誤射等の事故防止と安全確保の為、目立つ色の服装で入山していただく等注意をお願いします。

## 1 狩猟期間

令和3年11月15日(月) から 令和4年2月15日(火)まで

※ニホンジカ及びイノシシの「わな」による狩猟は、長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、令和4年3月15日(火)まで延長します。

## 2 狩猟ができる場所

鳥獣保護区等に指定されていない狩猟可能区域

※鳥獣保護区等は「長野県鳥獣保護区等位置図」で確認できます。

<<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/sangyo/ringyo/shuryo/hogozu/index.html>>

## 3 県内で狩猟ができる人

狩猟免許を所持しており、長野県知事(地域振興局長)の狩猟者登録を受けた者

## 4 入山される方への注意事項

住民の皆様等が、作業や行楽等で上記期間中に狩猟可能区域に入られる際は、誤射等による**事故防止及び安全確保の為、狩猟者が識別しやすい蛍光色や明るいオレンジ色など、自然界に存在しない色の服装で入山してください。**

また、山林内で「わな」や「わな」の設置に関する注意看板を見かけた場合は、足元に御注意ください。

## 5 豚熱拡散防止対策について

長野県では、豚熱ウイルス拡散防止のため、県内全域で狩猟における猟場での車両等の消毒実施を狩猟者の皆様をお願いしています。

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

松本地域振興局林務課 林務係

向山 繁幸(課長) 錢谷 健(担当)

電話 0263-40-1926(係直通)

0263-47-7800(代表) 内線: 2353

FAX 0263-48-2490

電子メール matsuchi-rimmu@pref.nagano.lg.jp